

# 地方財政審議会付議（説明）案件

平成28年5月20日（金）

（案件名）

- ・ 地方債制度の運用面の見直しについて

自治財政局地方債課

土屋課長補佐（内23394）

# 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書（平成27年12月）概要

- 現行の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」。）では必ずしも把握しきれていない財政負担を客観的に把握するため、第三セクター等に対する短期貸付や公有地信託について健全化判断比率上捕捉する。
- 地方公会計によって把握される新たな財政指標による財政分析、指標の組合せによる財政分析等を行い、より分かりやすい財政状況の開示、財政運営への活用を促進する。
- 地方債制度の見直しに関しては、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持する観点から、協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とするとともに、許可基準については変更せず。

## 地方財政の健全化

### 1 健全化法の課題への対応

健全化法の全面施行による地方財政の早期是正の促進・財政情報の開示の促進が図られてきたが、健全化法の新たな課題への対応が必要。

- ① 第三セクター等に対する短期貸付
  - ・第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は、不適切な財政運営であるものもあり、早期の解消又は必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべき。
  - ・第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなるリスクが潜在しており、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。
- ② 年度を越えた基金の繰替運用
  - ・実質的には一般会計等に資金不足が生じている状況について十分な説明責任が果たされていないため、実態に即した財務状況が開示され、住民や議会等が客観的なチェックができるよう、決算書等への記載を促す措置を検討すべき。
  - ・詳細な実施状況について総務省においても把握し、必要に応じてきめ細かな助言を実施すべき。
- ③ 公有地信託
  - ・公有地信託の事業収支が悪化して資金不足が生じた場合、地方公共団体が費用補償を求められる可能性があるため、実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討すべき。

### 2 財政分析のあり方

財政状況資料集において、財政指標の経年比較、類似団体比較、内訳分析等が実施されてきたが、公共施設等の老朽化対策といった課題が生じる中、今後はさらに以下のような対応が必要。

- ① 地方公会計による指標の追加
  - ・「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ② 指標の組合せによる分析
  - ・「将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ」及び「将来負担比率と実質公債費比率の組合せ」の財政状況資料集への追加を検討すべき。
- ③ 既存指標の分析・活用の促進
  - ・経常収支比率（及びその内訳）の経年比較や類似団体比較による分析をさらに促進すべき。

## 地方債制度の見直し

### 1 地方債制度の変遷

地方債制度については、平成17年度までは全面的に許可制度の下で運用されてきたが、平成18年度から、許可制度から協議制度へ移行し、協議と許可の二本建ての制度となった。その後、平成21年度の健全化法の全面施行を経て、平成24年度に地方債（公的資金を充当するものを除く）について届出制度が導入された。

### 2 研究会設置と抜本的見直しにあたっての基本的な観点

第2次一括法附則123条に、届出制度導入後3年の施行状況を勘案し、「地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直し」を行う規定が置かれた。

その際、第2次一括法に対する衆参附帯決議においては、リスク・ウェイトをゼロとする現行の地方債の取扱いを堅持することが強く要請されている。

上記を踏まえ、地方公共団体及び市場関係者の意見を伺いつつ、以下の基本的な観点から検討を行った。

- ① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点
- ② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

### 3 地方債制度の抜本的見直し

- ① 地方債（公的資金を充当するものを除く）の発行に係る協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とすべき。
  - ・実質公債費比率：16%⇒18%、将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）、
  - ・協議不要基準額：廃止、実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず
- ② 地方債の発行に係る許可基準については、変更すべきでない。
- ③ 公的資金充当の地方債については、引き続き届出制度の対象外とすべき（特別転貸債及び国の予算等貸付金債については新たに届出制度の対象とすべき）。
- ④ その他の許可制度（不正行為等及び標準税率未滿による許可制度）に係る要件については、変更すべきでない。
- ⑤ その他（運用面での見直し）
  - ・新発債4月条件決定分の届出を可能な運用に変更することが適当。
  - ・協議等予定額の提出期限を可能な限り後ろ倒しにすることが適当。 等

地方財政の健全化及び地方債制度の  
見直しに関する研究会  
報告書（抄）

平成27年12月  
総務省自治財政局地方債課  
総務省自治財政局財務調査課

### 3 地方債制度の抜本的見直し

#### (5) その他（運用面での見直し）

##### 【新発債4月条件決定分の届出実施】

新発債4月条件決定分の届出を可能な運用に変更することが適当。

現行の届出制度においては、条件決定予定日に属する月の前月の15日まで、必要書類を提出することとなっているが、新発債の4月条件決定分については、届出時点では、予算の裏付けが必ずしも無いと考えられること、新発債について協議を受けたならば同意をすることとなると認められるか否かの判断を行うための地方債同意等基準が未策定であることなどから、届出は運用上できない取扱いとなっている。

この取扱いについて、当研究会からは、

- ・ 4月は比較的投資家における資産の運用意欲が高いため、4月に新発債の条件決定をすることは、市場関係者にとって重要、
- ・ マーケット環境が良い時にニーズのあるものを発行することが、低利で安定的な資金調達につながるため、様々なツールを持つべきとの意見が示されている。

したがって、以下の通り、新発債の4月条件決定分としての届出を可能な運用に変更することが適当である。

- ・ 新発債の4月条件決定分については、届出予定の内容について、事前（前月の15日まで）に情報提供した上で、各団体における新年度予算成立後に届出を行うことを可能とする。
- ・ 不同意相当の通知は、新年度の地方債同意等基準が策定された以降に行う。

##### 【協議時期・協議回数の変更】

二次協議における協議等予定額の提出期限について、業務の一層の効率化等を図ることにより、現行の1月初旬から可能な限り後ろ倒しにすることが適当。

地方債の協議時期・回数については、以下のとおりの運用であるが、地方公共団体からは、随時協議（協議回数の増加）を行ってほしい、最終協議を恒常化してほしい、地方債発行予定額の見通しの精度をあげるため、少しでも二次協議の協議等予定額の提出期限を遅くしてほしいなどの要望が出されている。

- ・ 地方債発行予定額等の見通しの精度等も勘案し、年度半ばの8～9月に協議の機会（一次協議）を設定し、原則当該協議で年度全体の地方債発行予定

額等を把握することとした上で、その後の国の補正予算等による追加の財政需要への対処を行う観点から、2～3月に補完的な協議の機会（二次協議）を設定している（なお、国の補正予算の成立が遅れる、各省庁の補助金の内示が遅れる等により、二次協議で十分な対応ができないと考えられる場合には、さらに協議の機会（最終協議）を設定する場合がある。）。

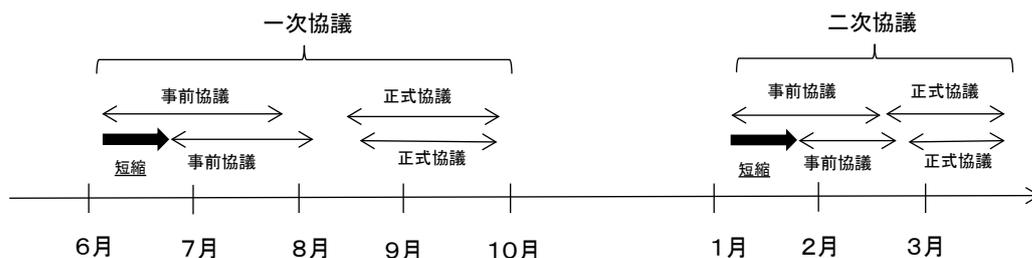
- また正式協議に先立って、協議・同意事務の円滑化、簡素化の観点から、事前に事業内容の確認や協議等予定額のチェック等の作業（事前協議）を行っている。

※事前協議の協議等予定額提出期限（H26実績）

一次協議：県・指定都市 H26年6月6日（市町村 6月13日）

二次協議：H27年1月7日

二次協議における協議等予定額の提出期限については、業務の一層の効率化等を図ることにより、現行の1月初旬から可能な限り後ろ倒しにすることが適当である（一次協議の協議等予定額の提出期限も同様の対応とする）。



なお、年間を通じて資金配分を適切かつ効率的に行うためには、極力まとめて協議を行うことが必要であり、協議回数を増やすことや最終協議を恒常化することは困難である。ただし、①国の補正予算が3月上旬に成立した場合や、②一部の省庁における補助金交付決定が遅れている等、3月上旬の二次協議では十分な対応が困難な状況が生じた場合には、最終協議を必ず実施することとし、その旨を通知に明記することが適当である。

#### 【財政融資資金の借入手続の簡素化】

今後の各財務局における運用実態等を踏まえ、更なる手続の簡素化を図る可能性がないかを検討し、財務省と調整することが適当。

財政融資資金の借入れ手続について、借入申込み時の添付書類（写真や図面）が多すぎる、ヒアリング対象外事業の資料要求や財務省独自の財政分析ヒアリングが行われることがあるなど、その改善・簡素化を求める地方公共団体からの声が強い状況にある。

そのため、総務省からの要請を受けて、平成27年度より、既存の申請書類の統合や、写真や図面の分量の限定など提出書類の簡素化の方針が出されているが、地方公共団体からは、手続の取扱いが統一されていない等の声がある。

今後の各財務局における運用実態等を踏まえ、更なる手続の簡素化を図る可能性がないかを検討し、財務省と調整することが適当である。

#### **【前年度から繰り越された財政融資資金の借入期日の延長】**

繰り越された事業に係る財政融資資金の借入については、交付決定年度の財政融資資金を可能な範囲で充当することで、当該交付決定年度の翌年度末まで借入れが可能となるような取扱いとすることが適当。

通常、財政融資資金の借入は、最長で翌年度末まで2か年可能であるが、前年度から繰り越された財政融資資金を貸し付けることとされている事業（各府省が補正予算で追加した補助金予算で繰越しにより交付決定が翌年度となった事業）についての借入は、当年度末までの1か年となる。

この取扱いについて、地方公共団体から「せめて交付決定年度（当年度）の出納整理期間まで借入れを可能としてほしい」との要望が出されている。

上記事業に係る財政融資資金の借入については、財務省とも協議の上、交付決定年度の財政融資資金を可能な範囲で充当することで、当該交付決定年度の翌年度末まで借入れが可能となるような取扱いとすることが適当である。

#### **【国庫補助金の交付決定（内示）時期の遅延に伴う起債協議手続の遅延の改善】**

各府省における国庫補助金の交付決定（内示）時期の状況等を調査した上で、必要があれば、各府省へ文書により内示時期を早めるよう要請することが適当。

地方公共団体から、国庫補助金の交付決定（内示）時期が遅く、起債協議スケジュールに間に合わないケースが生じており、「起債協議に間に合うように内示を行ってほしい」との要望がある。

各府省における国庫補助金の交付決定（内示）時期の状況等を調査した上で、必要があれば、各府省へ文書により内示時期を早めるよう要請することが適当である。